

令和4年4月1日

税理士 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「経営者の退職金制度」・・・小規模企業共済制度のご紹介

小規模企業共済制度は、小規模企業の役員や個人事業主が事業をやめた後などに共済金が受け取れる、いわば「経営者の退職金制度」といえる制度です。独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

(1) 税制上のメリット

① 掛金は「小規模企業共済等掛金控除」として全額が所得控除できます。

② 共済金・解約手当金は受取時に課税されます。受取方法により異なりますがおおむね下記のとおりとなっており、特に一時金の場合は軽減されています

受取方法	税法上の取扱い	備考
共済金・準共済金を一時金	退職所得	退職所得控除を控除して 1/2 課税
共済金を分割受取	公的年金等の雑所得	公的年金の控除あり
遺族が共済金を受取り	相続税の対象	法定相続人×5百万の控除
65歳以上の任意解約等 ^④	退職所得	退職所得控除して 1/2 課税
65歳未満の任意解約等	一時所得	

^④180か月以上掛金払込の場合

③加入者は掛金の範囲内（掛金納付月数により掛金の7～9割）で借入を行うことができます。一般貸付の場合金利は1.5%です。

(2) 加入資格

下記の事業を営む「個人事業主」または「会社の役員」

- ・常時使用する従業員が20人以下の建設業、製造業、運輸業、農業など
- ・常時使用する従業員が5人以下の卸売業・小売業・サービス業
- ・上記に該当する事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1名につき2名）
- ・その他一定の事業の役員

(3) 加入プラン

- ・月額1千円～7万円（5百円単位）で選択でき、加入後は範囲で増減が可能です。
- ・納付方法は月払・半年払・年払から選択でき、前納が可能（前納減額金あり）

(4) 共済金

・下記の場合に共済金は受け取ることができます。満期はありません。

共済金の種類	個人事業	法人役員
共済金A	廃業・死亡	法人の解散
共済金B	老齢給付	病気等や65歳以上の退任・死亡・老齢給付
準共済金	法人成りして解約	上記共済金A・B以外の退任・65歳未満での退任

掛金納付年数	5年	10年	15年
払込金額(月1万)	60万	120万	180万
共済金A	621,400円	1,290,600円	2,011,000円
共済金B	614,600円	1,260,800円	1,940,400円
準共済金	600,000円	1,200,000円	1,800,000円

・任意解約の場合、掛金納付月数が20年未満では元本割れします。